介護職員処遇改善・介護職員特定処遇改善通知書

令和5年度介護職員処遇改善・介護職員特定処遇改善計画に基づき、下記のとおり賃金改善及びキャリアパス要件における支援を行ないます。

記

〇令和5年4月以降の昇給改善額は賃金に含み支給する。
〇令和5年12月・令和6年5月分給与支給時に処遇改善一時金を以下の通り支給する。
・12月支給対象は6月から11月、5月支給対象は12月から5月の各6ヶ月分を対象とし、常勤は基本賃金及び非常勤は支給賃金額の20.8%の6ヶ月分の合計を支給する。
・他職種と兼務している場合は、介護従事者としての勤務時間数を支給対象とする。
・稼働率及び勤怠状況等により支給率は変動することがあります。また支給日に属する月の給与締日（1月20日もしくは6月20日）に在籍していない者は支給されません。
〇資格取得率の向上を目的とし、下記については賃金が減額にならないよう勤務の調整、有休休暇の付与をする。
・介護福祉士の筆記試験日及び実技試験日、介護福祉士実技試験免除となる介護技術講習会
・実務者研修講習日（スクーリング）
・介護職員初任者研修養成講座講習日（スクーリング）

●令和5年12月・令和6年5月分給与支給時の2回に分けて、勤務時間数の割合に応じて特定処遇改善一時金を下記の通り支給する。12月は6月～11月、5月は12月～5月の勤務時間数より算出する。
※常勤・非常勤同様に支給する。
① 経験・技能のある介護職員　23,000円～140,000円
（条件）令和5年3月31日時点で、当法人において8年以上継続勤務をしている者、及び介護福祉士の資格を有する者とする。
② 他の介護職員　2,000円～90,000円
③ その他の職員　2,000円～10,000円

※但し、稼働率及び勤怠状況により支給額は変動することがあります。また、支給日に属する月の給与締日（1月20日もしくは6月20日）に在籍していない者は支給されません。

株式会社フレンズハウス